

岐阜県防災ヘリ運航管理のあり方検討会からの提言を踏まえた

アクションプラン

令和2年4月

岐 阜 県

防災ヘリの運航を担う岐阜県防災航空センターにおけるハラメント事案及び機体の点検・整備に係る不適切事案について、この3月、岐阜県防災ヘリ運航管理のあり方検討会から提言をいただきました。

県として、この提言を重く受け止めるとともに、提言内容に即し、いつまでにどのような方策でもって再発防止を図っていくのかを、アクションプラン（行動計画）としてとりまとめました。

運航を見合わせざるを得なくなった若鮎Ⅲの運航再開に向けて、整備士及び操縦士の確保や県警との連携強化に取り組みつつ、アクションプランの一つ一つを着実に実行します。加えて、県民の信頼と負託に応えることができるよう、防災ヘリの安全かつ効果的な運航を目指してまいります。

目次

I 再発防止策

1 ハラスメント防止対策

- (1) 職場環境づくりを担う専任の管理職員の配置・・・・・・・・・・ 1
- (2) ハラスメント相談窓口の周知徹底・・・・・・・・・・ 2
- (3) 中途採用職員向け職員研修等の充実・・・・・・・・・・ 3

2 安全管理のためのチェック機能確保

- (1) 防災ヘリ運用上遵守すべき法令の組織的共有・・・・・・・・・・ 4
- (2) 点検表の検証とチェックリストとしての「見える化」・・・・・・・・ 4
- (3) 情報共有・報告手順のルール化・・・・・・・・・・ 5
- (4) 危険物管理に係る一連の事務処理体制の確立・・・・・・・・・・ 6
- (5) 適切な人員配置と役割分担の明確化・・・・・・・・・・ 6

3 組織ガバナンス確立

- (1) CRMの早期導入・・・・・・・・・・ 8
- (2) 本庁及び防災航空センター管理職員の業務分担の見直し・・・・ 8
- (3) 体系的育成プログラムの策定・組織的運用・・・・・・・・・・ 10
- (4) 県警との連携強化・・・・・・・・・・ 10
- (5) 職場環境づくりを担う専任の管理職員の配置・・・・・・・・・・ 11
- (6) 情報共有・報告手順のルール化・・・・・・・・・・ 11
- (7) 適切な人員配置と役割分担の明確化・・・・・・・・・・ 11

II 若鮎Ⅲの運航再開時期・・・・・・・・・・ 11

III 中長期的な検討テーマ・・・・・・・・・・ 11

I 再発防止策

1 ハラスメント防止対策

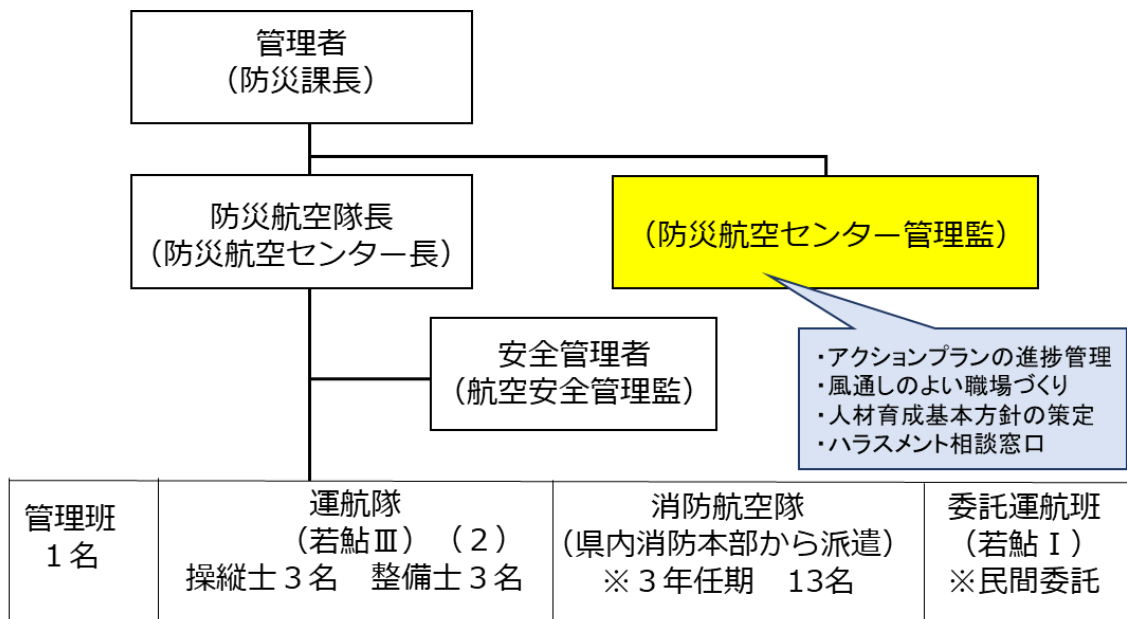
(1) 職場環境づくりを担う専任の管理職員の配置

提言内容

防災航空センターの組織全体を俯瞰の上、多職種で多様なキャリアと専門性を有する職員間の相互理解や意思疎通を促進する潤滑油的な立場から、ハラスメント防止に係る一義的な相談業務や風通しのよい組織づくりのほか、職員研修の受講管理や効果測定、育成プログラムの進捗管理などを担う専任の管理職員を配置すべきである。

○防災航空センター管理監の配置

- ・4月1日に、組織全体を俯瞰しつつ、アクションプランの進捗管理及び風通しのよい職場づくりなどを担う、課長級の職員を防災航空センター管理監として配置。



- ・防災航空センター管理監は、以下の業務を担う。
 - ①毎月1回、アクションプランに定めた取組みが確実に実行されているか、その進捗状況を確認及び検証する。
 - ②毎月1回、防災航空センターの職員が気軽に相談しやすい、話しやすい雰囲気づくりに向けて、若手職員のみ、各隊・班ごと、職員全員といった区分にてガヤガヤ会議を開催する。
 - ③5月末までに、「岐阜県防災ヘリコプター人材育成基本方針」を策定するとともに、6月末までに、これに基づく防災航空センター職員ごとの育成プログラムを策定し、運用する。

項目	内容
岐阜県防災ヘリコプター 人材育成基本方針	人材育成の目標・期間、評価の基準・手法、 受講すべき研修・効果測定手法等
育成プログラム	年齢、経験等に応じた、目標、習得すべき 知識・技能、受講すべき研修・講習及び受 講状況等 ・整備士・操縦士は個人ごとに、消防航空 隊は入隊した期ごとに育成プログラム を作成 ・管理職員・管理班は研修受講計画として 作成

※「1（3）中途採用職員向け職員研修等の充実」及び「3（3）体系的育成プログラムの策定・組織的運用」を参照。

④防災航空センター内のハラスメント相談窓口として相談対応等を行う。

※「1（2）ハラスメント相談窓口の周知徹底」を参照。

・防災航空センター管理監は、職場環境づくりを円滑に実施するため、新たに着任した際に（現防災航空センター管理監は4月末までに）、航空事情等についての指導・研修を航空安全管理監から受ける。

（2）ハラスメント相談窓口の周知徹底

提言内容

職員がハラスメントをはじめ人事配置や職場環境の悪化について人事課・職員厚生課・行政管理課職員に直接相談可能な「働きやすさ110番」などの相談窓口について、周知徹底を図るべきである。

○ハラスメント相談窓口の設置

- ・人事課・職員厚生課・行政管理課職員に直接相談可能な「働きやすさ110番」のほか、防災航空センター管理監が、防災航空センター内の相談窓口としての役割を担う。
- ・防災航空センター管理監は、相談者のプライバシーに十分配慮しつつ、面談、電話、電子メールといった手法にて相談を受け付ける。

○ハラスメント相談窓口の周知

- ・防災航空センター管理監は、以下のとおり、ハラスメント相談窓口を防災航空センター職員に対して周知徹底する。
 - ①職場内に相談窓口一覧表を掲示するとともに、5月末までに、ハラスメントに関する職場研修を実施（以降、毎年度実施）する。
 - ②毎月1回、相談窓口を電子メールにて周知する。

(3) 中途採用職員向け職員研修等の充実

提言内容

公務員倫理やハラスメント防止など、中途採用職員向けの研修機会を充実させるべきである。加えて、本庁での執務経験や他職種との交流も検討すべきである。

○育成プログラムによる研修受講等の促進

- ・防災航空センター管理監は、採用の都度、「岐阜県防災ヘリコプター人材育成基本方針」に基づく育成プログラムを策定し、研修の受講や危機管理部業務への従事を促進する。
- ・防災航空センター管理監は、多様なキャリアと専門性を有する職員間において円滑な人間関係を形成することができるよう、年齢、経験等に応じた階層別研修や以下の研修を受講させる。

研 修	対 象	内 容	開催時期
マネジメント研修 ：人財マネジメント	課長級	ハラスメントを防止し、働きやすい職場をつくるための手法を習得するとともに意識の醸成を図る。	7 / 3 1
パワーアップ研修 ：コミュニケーション (基礎)	主任級	働きやすい職場の人間づくりにつながる聴き方・伝え方の習得を目指す。	9 / 1 6
マネジメント研修 ：コーチング	課長級	部下を持つ職員として必要となるコミュニケーション方法としてコーチング手法を身につける。	1 0 / 1 5

- ・防災航空センター管理監は、職員研修所が主催する研修のほか、職員厚生課が主催する「パワーハラスメントセミナー（昨年度は11月開催）」に、防災航空センター管理職員に加え、係長級及び主査級（消防航空隊長・副隊長）の職員を受講させる。
- ・職員としての見識を広めるため、若鮎Ⅲの耐空検査期間等を利用し、以下の危機管理部の業務に従事させる。
 - ①豪雨災害対応防災訓練（6月）の事前準備及び参加
 - ②市町村防災アドバイザーチーム（約50回のうち随時）への同行
 - ③原子力防災訓練（11月）の事前準備及び参加
 - ④火山災害防災訓練（6月・11月）の事前準備及び参加

2 安全管理のためのチェック機能確保

(1) 防災ヘリ運用上遵守すべき法令の組織的共有

提言内容

航空法、電波法、消防法、高圧ガス保安法、火薬類取締法など、防災ヘリ運用上遵守すべき内容や手続きについて、本庁及び防災航空センターにおいて組織的に共有しておくべきである。

○「岐阜県防災ヘリコプター整備管理要領」の策定

- ・整備士は、4月末までに、「岐阜県防災ヘリコプター整備管理要領」を策定し、点検・整備に関する情報共有の手順を明確化する。

○法令・手続きに関する手順書の作成

- ・整備士は、4月末までに、防災ヘリコプター運用にあたり遵守すべき法令及びそれに基づき行う手続きを明示した手順書を作成する。

○勉強会の実施

- ・整備士は、上記手順書の理解を深めるため、5月末までに、毎月1回開催する隊内会議等の場を活用し、委託運航班を講師・アドバイザーに招き、防災航空センター職員及び防災課職員を対象とした座学研修及び実務研修を実施（以降、毎年度実施）する。

(2) 点検表の検証とチェックリストとしての「見える化」

提言内容

防災航空センター内で相互チェックを働かせるためには、民間での事例を参考にして各種点検表の検証を行い、チェックリストとしての「見える化」を行う必要がある。

また、少なくとも人材確保・育成の途上にあつて、防災航空センター内の相互チェック体制が確立されるまでの間は、定期的な外部監査の導入や外部アドバイザーの起用を検討すべきである。

○点検表の改善

- ・整備士は、6月末までに、複数の目による点検状況の確認が行えるよう、防災ヘリの点検時に使用する「飛行前後点検実施記録」「25時間／30日点検」「発動機150時間点検」など、「岐阜県防災ヘリコプター整備管理要領」等において規定する全ての点検表を検証し、盛り込むべき項目や表現について、整備士以外の職員（行政職員、消防職員）でも理解できる記載に改める。
- ・その上で、整備士以外の者が点検状況を確認する欄を設ける。

<点検整備区分>

定例整備	日常点検（飛行前後）	
	定期整備	定期点検（飛行時間・回数）
		暦日点検（経過日数）
	オーバーホール（部品単位まで分解して行う整備）	
耐空性限界（一定期間ごとに行う部品交換）		
非定例整備	S B、T C D（※）に基づく作業	
	改善等不具合に基づく作業	
	特別点検（機体に過度な負担がかかったときなど）	

※ S B（Service Bulletin）：メーカーからの整備技術情報通報

T C D（Technical Circular Directive）：国土交通省からの耐空性改善通報

○定期的な外部監査の導入

- ・ 6月末までに、安全運航のノウハウを有する航空事業者に対して、安全管理業務に係る改善点の洗い出しから是正及び改善までの一連の業務を委託し、定期的な外部監査制度の導入（以降、年1回実施）を図る。

○外部アドバイザーの起用

- ・ 防災航空センターの相互チェック機能を強化するため、外部アドバイザーを随時起用し、防災航空センター職員及び防災課職員を対象に、時々の航空事情を踏まえた講習を行う。

（3）情報共有・報告手順のルール化

提言内容

防災航空センター内での情報共有及び本庁への報告を行う仕組みを構築し、ルール化すべきである。

○情報共有・報告手順のルール化

- ・ 整備士は、朝礼・終礼の時間に、次回の機体点検予定日や各種部品の残り使用時間など、ヘリの点検・整備状況を防災航空センター職員全員に周知するとともに、防災航空センターのホワイトボードにも同様の情報を掲示する。
- ・ 整備士は、4月末までに、防災課への整備状況に関する伝達ルール「誰が」「誰に」「いつまでに」「何を報告するのか」を「岐阜県防災ヘリコプター整備管理要領」に規定する。
- ・ 6月末までに、共用パソコンを1台導入し、整備状況を防災航空センター職員全員が閲覧できる環境とする。

(4) 危険物管理に係る一連の事務処理体制の確立

提言内容

危険物管理に関し、取扱責任者の指定、受払簿による管理、決裁・報告手順のルール化など、一連の事務処理体制を整備すべきである。

○「岐阜県防災ヘリコプター危険物管理要領」の策定

- ・整備士は、6月末までに、令和2年2月にまとめた「危険物の管理方法」をもとに、危険物取扱者を整備士に、管理責任者を運航隊長にそれぞれ指定するとともに、管理責任者、購入時の決裁権者や管理簿の様式、危険物納入後の管理方法を定めた「岐阜県防災ヘリコプター危険物管理要領」を策定する。

○「岐阜県防災ヘリコプター安全管理要領」の改正

- ・航空安全管理監は、6月までに、岐阜県防災航空隊における事故防止に関し必要な事項を定めた「岐阜県防災ヘリコプター安全管理要領」に、危険物の管理方法等に関する項目を追加し、隊内会議等の場において、防災航空センター職員及び防災課職員に周知する。

○屋内貯蔵所の設置

- ・防災課長は、防災ヘリの整備に使用する危険物を適正に管理するための屋内貯蔵所を、若鮎Ⅲ格納庫内に新設する(5月入札、6月契約、7月竣工)。
- ・屋内貯蔵所の設置後、危険物取扱者の資格を有する整備士は、危険物を適正に管理する。

(5) 適切な人員配置と役割分担の明確化

提言内容

整備士及び操縦士の業務内容や職員の能力・経験年数を踏まえた適切な人員配置と役割分担の明確化を図るべきである。とりわけ、安定的な運航体制を確保するため、定数各3名を早期に確保するとともに、長期的な人事計画に立って定数増についても検討すべきである。

○適切な人員配置と役割分担の明確化

- ・操縦士については、ダブルパイロット制を維持する必要があることから、熟練操縦士2名、若手操縦士1名の構成となるよう確保する。熟練操縦士のうち1名は運航隊長として運航全般を管理し、もう1名は若手操縦士の育成を担当する。
- ・整備士については、1人の熟練整備士に業務が集中しないよう、熟練ないし中堅整備士2名、若手整備士1名の構成となるよう確保する。熟練ない

し中堅整備士のうち1名は点検・整備を総括し、もう1名は整備全般を実施するとともに若手整備士の育成を担当する。

○長期的な人事計画の策定

- ・上記の役割分担に基づき、防災航空センター管理監は、防災課管理調整監と調整し、9月末までに、定数増も踏まえ長期的な視点に立った人事計画を策定する。

3 組織ガバナンス確立

(1) CRMの早期導入

提言内容

防災航空センターの各職員が、職種や上司・部下の垣根を越えてチームとして防災ヘリの安全かつ効率的な運航のために能力を最大限発揮できる組織づくりのための手法であるCRM（※）を早期に導入すべきである。

（※）「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年9月24日消防庁告示第4号）第4条第2項

「運航団体は、消防防災ヘリコプターの安全かつ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（CRM）に係る実施要領を定めるものとする。（施行日：令和4年4月1日）

○「岐阜県防災ヘリコプターCRM訓練実施要領」の策定

- ・航空安全管理監は、9月末までに、CRM訓練の構成、実施時期、内容、方法、評価等について定めた「岐阜県防災ヘリコプターCRM訓練実施要領」を定める。

CRM（Crew Resource Management）とは、安全運航という共通の目的に対し、全てのスタッフ（操縦士、整備士、消防航空隊員、指揮所員、防災課職員等）が、職種や上司・部下の垣根を越えて意見を出し合い、危機を回避するために用いられる手法のことである。（「CRMを導入する際に構築すべき課題の解決方策等に関する調査報告書」（全国航空消防防災協議会専門委員会）から引用の上、一部編集）

○CRM研修会の開催

- ・航空安全管理監は、9月末までに、CRMの考え方・訓練手法の習得を図るため、防災航空センター職員、防災課職員を対象とした座学研修を、航空安全に資する教育を実施する機関から講師を迎えて行う（以降、毎年度実施）。

※「3（4）警察との連携強化」も参照。

(2) 本庁及び防災航空センター管理職員の業務分担の見直し

提言内容

職場環境づくりを担う専任の管理職員の配置、情報共有・報告手順のルール化、危険物管理に係る一連の事務処理体制の確立など、再発防止策を踏まえ、本庁と防災航空センター管理職員の業務分担を見直し、権限と責任の明確化を図るべきである。

○防災課と防災航空センター管理職員の業務分担の見直し

- ・防災航空センターの運営管理と防災ヘリコプターの運航管理の双方を円滑に実施する観点から、以下のとおり、業務分担を見直すとともに権限と責任を明確化した。

◎：新規 ●：変更 ○：継続

役 職	～令和2年3月31日	令和2年4月1日～
防災課長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災課の総括 ・防災ヘリの運航管理の総括 (防災ヘリの出場決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災課の総括 ○防災ヘリの運航管理の総括 (防災ヘリの出場決定) ◎アクションプランの実行
防災課 管理調整監	<ul style="list-style-type: none"> ・防災課の人事、人事評価(第二次評価)、組織定数案の作成 ・防災課の予算案の作成、執行管理 ・防災課のハラスメント防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災課の人事、人事評価(第二次評価)、組織定数案の作成 ●防災課の予算案の作成、執行管理(防災航空センター除く) ●防災課のハラスメント防止対策(防災航空センター除く)
防災航空 センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリの運航管理の現場指揮(防災ヘリの出場判断) ・防災航空センターの人事評価(第一次評価) ・防災航空センターの組織定数案の作成 ・防災航空センターの予算案の作成、執行管理 ・関係機関(県警・自衛隊等)との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ヘリの運航管理の現場指揮(防災ヘリの出場判断) ○防災航空センターの人事評価(第一次評価) ○関係機関(県警・自衛隊等)との調整
防災航空 センター 管理監	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎アクションプランの進捗管理 ◎防災航空センターの人材育成(研修含む) ◎防災航空センターの組織定数案の作成 ◎防災航空センターの予算案の作成、執行管理 ◎防災航空センターのハラスメント防止対策

- ・防災課と防災航空センターの管理職員は、防災航空センターの状況を共有するために、情報共有・報告体制を徹底し、それぞれで開催される会議等に自ら又は職員を互いに参加させる。

(3) 体系的育成プログラムの策定・組織的運用

提言内容

若手整備士及び操縦士の育成は、本人の適性、能力及び希望を見極めた上で、本人と組織がコミュニケーションをとりながら目標を設定して取り組む必要がある。相互理解のもとに体系的育成プログラムを策定し、その運用及び検証を行うことができる体制を整えるべきである。

○若手整備士及び操縦士の育成に向けた体系的な育成プログラムの策定

- ・防災航空センター管理監は、5月末までに、人材育成の目標・期間、評価の基準・手法、受講すべき研修・効果測定手法等を定めた「岐阜県防災ヘリコプター人材育成基本方針」を策定するとともに、6月末までに、これに基づく防災航空センター職員ごとの育成プログラムを策定する。
- ・育成プログラムの策定にあたっては、他の運航団体や民間航空事業者の事例を参考とし、本人の適性や意向等に見合った内容とする。

○育成プログラムの運用及び検証の実施

- ・防災航空センター管理監は、「岐阜県防災ヘリコプター人材育成基本方針」に基づき、若手整備士及び操縦士と毎月面談し、彼らの能力及び適正に合った育成が行われているかを評価するとともに、防災課長及び防災航空センター長に報告する。
- ・防災課長及び防災航空センター長は、人事面談（年3回）を利用し、評価する。
- ・防災航空センター管理監は、上記評価を踏まえ、必要に応じ、育成プログラムを見直す。

(4) 県警との連携強化

提言内容

共同運航の効果やメリットを最大限発揮するために、整備業務の共同実施の検討に加え、県と県警が機体を共用するチームとして相互理解と連携を深めるための訓練の共同実施についても検討を進めるべきである。

○相互理解と連携の深化

- ・防災航空センターと県警航空隊は、毎月定例会議を開催し、整備やフライトに関する情報等を共有する。
- ・防災航空センターと県警航空隊は、適宜、県庁防災課及び県警本部地域課を交え、CRM研修や整備の共同実施等をテーマとした連携会議を実施する。
- ・航空安全管理監は、上記連携会議の結果を踏まえ、CRMの考え方・訓練手法の習得を図るための座学研修に県警航空隊にも参加を求める。

(5) 職場環境づくりを担う専任の管理職員の配置【再掲】

(6) 情報共有・報告手順のルール化【再掲】

(7) 適切な人員配置と役割分担の明確化【再掲】

Ⅱ 若鮎Ⅲの運航再開時期

県としては、アクションプランの一つ一つを着実に実行し、岐阜県防災ヘリ運航管理のあり方検討会にその進捗状況及び実効性を確認いただいた上で、令和2年8月から実機訓練を開始し、10月からの運航再開を目指す。

Ⅲ 中長期的な検討テーマ

委託運航や県警との共同運航を行うなか、いかなる運航体制とするかについて、中長期的な視点に立って望ましい姿を常に模索することに期待するとの提言をいただいた。

県としては、機体の更新時期といった節目も見据えながら、引き続き警察本部（地域課、県警航空隊）と連携しつつ、安全かつ安定的な運航に向けて、機体数、委託運航と自主運航の混在、県警との共同運航、事務所（基地）、機種、防災航空センター長のあり方について検討していく。

参考資料

- 岐阜県防災ヘリの運航に関する規程類の体系
- アクションプランロードマップ

岐阜県防災ヘリの運航に関する規程類の体系

消防防災ヘリコプターの運航に関する基準
(令和元年9月24日 消防庁告示第4号)

岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱【一部改正】

<運航管理>

岐阜県防災ヘリコプター運航要領

<安全管理>

岐阜県防災ヘリコプター安全管理要領 【一部改正】

【新】岐阜県防災ヘリコプター整備管理要領

【新】法令・手続きに関する手順書

【新】岐阜県防災ヘリコプターCRM訓練実施要領

【新】岐阜県防災ヘリコプター危険物管理要領

<人材育成>

【新】岐阜県防災ヘリコプター人材育成基本方針

<緊急時対応>

岐阜県防災ヘリコプター緊急事態対処要領

岐阜県防災ヘリコプター航空事故発生時初動対処要領

<その他>

岐阜県防災ヘリコプター臨時離着陸場管理要領

岐阜県防災ヘリコプター市町村防災訓練等参加に関する取扱要領

岐阜県防災ヘリコプター行政利用事務取扱要領

岐阜県防災ヘリコプター派遣職員取扱要領

○アクションプランロードマップ

